

災害情報協力員の委嘱・運用要領の制定について

最終改正 令和4年3月31日 徳総第43号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

これまで、台風等の災害関係情報にあつては、主に山間部の風水害を対象に「災害モニター制度」により運用してきたところである。しかし、平成16年の大規模な台風災害を受け、また、南海地震対策の一環として、今後、平野部及び沿岸部も視野に入れた幅広い災害関係情報の収集を図っていく必要性が一層高まっているところである。

そこで、この度、台風、集中豪雨及び地震等における災害関係情報を早期に入手し、的確な災害警備活動を実施するため、災害情報協力員の委嘱・運用要領を定めている。

災害情報協力員の委嘱・運用要領の内容は、

- 災害情報協力員の委嘱及び推薦基準
- 災害情報協力員の活動
- 連絡・通報要領
- 運用上の留意事項

である。